

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙

公費負担の手引き

別冊

Q&A

令和5年6月1日

棚倉町選挙管理委員会

目次

1 共通事項	3
Q1 契約の締結に当たり、条例で定める上限金額で契約してよろしいか？	3
Q2 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要があるのか？ また、相手方が業者以外(親族や知人など)であっても作成が必要か？.....	3
Q3 立候補届出に際して、選挙管理委員会に(届出後直ちに)提出すべき書類はどのようなものか？	4
Q4 実際に要した費用に関係なく、定額で公費負担してもらえるのか？	4
Q5 使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出した後、すぐに行うべきか？	5
Q6 公費負担された経費は、収支報告書にはどのように記載すべきか？.....	5
Q7 町に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのか？	5
2 選挙運動用自動車の借入れ	6
Q1 公費負担の対象となる自動車はどんな自動車なのか？.....	6
Q2 選挙カーパック料金等(レンタカー業者が自動車に看板、スピーカー等を設置して貸し出す形態)により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担の扱いはどうなるか？.....	6
Q3 レンタル車両の免責補償料も公費負担の対象になるか？	6
Q4 選挙運動期間前から自動車を借入れた場合、運動期間前のレンタル代金も公費負担の対象にすることはできるか？	7
Q5 選挙運動用自動車の契約期間は契約書等にどのように記載すべきか？.....	7
Q6 選挙運動用自動車をレンタカー業者以外(知人等)から借入れた場合、公費負担の対象となるか？	7
Q7 選挙運動用自動車について、「借入」と「運転業務」を同一の業者又は知人等と契約することは可能か？	8
Q8 選挙運動用自動車について、「借入」、「燃料供給」、「運転業務」を同一の業者と一括契約したいが留意すべき点はあるか？	8
Q9 選挙運動用自動車について、レンタカー業者でない知人や親族等と契約する場合、どのくらいの金額で契約すればよいのか？	8
Q10 選挙運動用自動車の借入れについて、複数の業者等と契約することは可能か？ また、複数台借入れることは可能か？.....	8
Q11 後援団体が所有する自動車を、選挙運動用自動車として借入れた場合、公費負担の対象にできるのか？	9
Q12 選挙運動用自動車の借入れについて、個別契約方式とハイヤー方式それぞれ契約を締結した場合、両方の費用を公費負担の対象にすることは可能か？	9

3 選挙運動用自動車の燃料供給	10
Q1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となるのか？	10
Q2 複数の業者と燃料供給契約し、公費負担の対象にすることは可能か？また、複数台分契約し、公費負担の対象にすることは可能か？	10
Q3 燃料の供給は選挙運動中に何度も行うが、供給の都度、「選挙運動用自動車燃料代確認申請書(第4号様式)」及び「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(第10号様式その2)」を作成し、提出(交付)しなければならないのか？	10
Q4 公費負担請求の際に必要な「給油伝票の写し」は、業者が供給の都度交付するレシート等で問題はないか？	11
Q5 選挙運動最終日の夜に給油所が閉まっていたため、翌日(選挙執行日当日)に燃料を満タンにして業者に車両を返却した。この分についても公費負担の対象にして問題はないか？	11
Q6 選挙運動用以外で使用する自動車(選挙事務所の業務用自動車など)の燃料費も公費負担の対象にすることは可能か？	11
4 選挙運動用自動車の運転手の雇用	12
Q1 選挙運動用自動車の運転手報酬は、すべて公費負担の対象となるのか？	12
Q2 運転手を複数人雇用することは可能か？	12
Q3 法人と運転手雇用契約を締結することは可能か？	12
Q4 知人や親族と運転手雇用契約を締結することは可能か？	12
Q5 運転手の宿泊代を公費負担の対象にすることは可能か？	13
Q6 契約した運転手に、選挙運動用以外の車両を運転してもらった場合、その分についても公費負担の対象にできるのか？	13
5 選挙運動用ビラの作成.....	14
Q1 公費負担の対象になる選挙運動用ビラとはどのようなものか？	14
Q2 選挙運動用ビラの規格等に制約や条件はあるか？	14
Q3 選挙運動用ビラは、どのような費用が公費負担の対象になるのか？	14
Q4 選挙運動用ビラを単価8円で 1,200 枚作成し、作成費は8円×1,200 枚＝9,600 円だった。単価は上限7.51円を上回っているが、作成費は限度額 12,016 円未満のため、全額公費負担にできるとの理解でよろしいか？	15
6 選挙運動用ポスターの作成.....	16
Q1 公費負担の対象になる選挙運動用ポスターとはどのようなものか？	16
Q2 選挙運動用ポスターは、どのような費用が公費負担の対象になるのか？	16
Q3 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はあるか？	16
Q4 選挙運動用ポスターと選挙運動用ビラを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいか？	17
Q5 選挙運動用ポスターを印刷し直したときの費用は、公費負担の対象にすることができるのか？ また、その場合、収支報告書にはどのように記載すればよいか？ ..	17

1 共通事項

Q1 契約の締結に当たり、条例で定める上限金額で契約してよろしいか？

A1 上限額で設定したからといって、違反にはなりません。条例の規定はあくまで公費負担の上限額を定めたものですので、契約内容(金額、数量)の妥当性について説明できるよう適正な契約を行っていただく必要があります。

Q2 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要があるのか？ また、相手方が業者以外(親族や知人など)であっても作成が必要か？

A2 契約の締結を証する書面の作成が必要です。このことは相手方が業者以外の者であっても同様です。

なお、必ずしも契約書という名称を有する書類に限られませんが(「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」といった名称でも可)、有償契約である以上、以下のとおり、契約当事者、契約内容等が明らかにされている書面である必要があります。

- ① 有償契約であること。
- ② 契約期間の記載があること。
- ③ 契約金額(内訳金額を含む)の記載があること。
- ④ 車両が特定(車種、登録番号等)されていること(選挙運動用自動車の場合)。
- ⑤ 作成数量の記載があること(選挙運動用ビラ、ポスターの場合)
- ⑥ 契約年月日の記載があること。
- ⑦ 候補者と業者等の契約であること。

Q3 立候補届出に際して、選挙管理委員会に(届出後直ちに)提出すべき書類はどのようなものか？

A3 以下のとおりです。

○選挙運動用自動車(ハイヤー方式、個別契約方式いずれも)

→契約届出書、契約書等の写し

※燃料代の確認申請書は、選挙運動期間中のすべての給油量、金額が確定してからの提出でも構いません。

○選挙運動用ビラ、ポスター

→契約届出書、契約書等の写し、確認申請書(すでに納品されている場合)、ビラ・ポスターのサンプル1部

なお、これらの書類については、可能な限りあらかじめ原案を作成いただき、立候補届出書類等事前審査の際に提示いただくようお願いします。

Q4 実際に要した費用に関係なく、定額で公費負担してもらえるのか？

A4 公費負担制度は、法律で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額を公費負担するが、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担することとなります。

例1)ハイヤー方式で選挙運動用自動車を350,000円で借り入れた場合

⇒公費負担上限額が322,500円なので、差額27,500円は自己負担。

例2)選挙運動用自動車の燃料代が総額35,000円だった場合

⇒公費負担上限額は38,500円だが、公費負担請求できるのは35,000円。

※詳しくは、公費負担の手引きの6p「補足 公費負担上限額の考え方」をご参考ください。

Q5 使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出した後、すぐに行うべきか？

A5 それぞれの契約履行後(実績確定後)に作成し、交付してください。業者の方が町に費用請求する際に必要となりますので、契約履行後(実績確定後)速やかに作成、交付されるようお願いいたします。

Q6 公費負担された経費は、収支報告書にはどのように記載すべきか？

A6 次のとおりとなります。

○選挙運動用自動車の借入、燃料代、運転手雇用に係る経費

⇒記載不要(公費負担の有無にかかわらず、選挙運動費に算入されません。ただし、公費負担の対象とならない車両の看板、スピーカー等の設備費は記載が必要です)。

○選挙運動用ビラ、ポスターの作成費

⇒記載必要(公費負担の有無にかかわらず選挙運動費に算入されます。「支出の部」に記載し、「支出のうち公費負担相当額」の欄に公費負担相当額を記載してください。「収入の部」に記載する必要はありません)。

Q7 町に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのか？

A7 情報公開の対象となります。

2 選挙運動用自動車の借入れ

Q1 公費負担の対象となる自動車はどんな自動車なのか？

A1 選挙運動用の自動車で、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。なお、選挙運動以外に用いる自動車は対象となりません。

Q2 選挙カーパック料金等(レンタカー業者が自動車に看板、スピーカー等を設置して貸し出す形態)により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担の扱いはどうなるか？

A2 公費負担の対象にできるのは、「車両本体の金額」と「保険補償の金額(対人、対物等の保険)」です。それ以外の看板やスピーカーといった付帯設備の料金は対象外となります。

レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届出をしている「基本料金」部分が公費負担の対象となります(一般的に基本料金には、車両本体と保険補償の料金が含まれている)。

したがって、契約にあたっては、基本料金部分(車両本体と保険補償の金額)と、それ以外の部分とを明示して契約書を作成する必要があります。

Q3 レンタル車両の免責補償料も公費負担の対象になるか？

A3 免責補償料を公費負担の対象とすることはできません。Q2で回答したように、対象になるのは基本料金部分のみになりますので、別途、免責補償料を任意で契約し、支払う場合、当該補償料は公費負担の対象外となります。

※免責補償制度・・・基本料金以外に、別途、免責補償料を支払うことにより、事故の際に免責額が免除される制度。

Q4 選挙運動期間前から自動車を借入れた場合、運動期間前のレンタル代金も公費負担の対象にすることはできるか？

A4 選挙運動期間前の分を公費負担の対象にすることはできません。公費負担の対象にできるのは、法令で定める選挙運動期間の分に限られます。選挙運動期間は「立候補の届出後から選挙執行日の前日まで」となります（町村の選挙では最大5日間）。

なお、月極め（1ヵ月）契約により固定の金額で契約して借入れた場合は、契約金額の1日あたりの単価を算出し（1ヵ月の日数で除する）、公費負担の対象となる期間の日数を乗じた金額が公費負担対象額となります。

例) 1ヵ月間 310,000 円で契約した場合

⇒ $310,000 \text{ 円} \div 31 \text{ 日間} = 10,000 \text{ 円 (単価)}$ ※1円未満の端数は切り上げる。

$10,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 日間} = 50,000 \text{ 円 (公費負担対象額)}$

※単価が上限単価（16,100 円）を超える場合は、上限単価を適用する。

Q5 選挙運動用自動車の契約期間は契約書等にどのように記載すべきか？

A5 契約時における実際の借入期間を記載してください。たとえ、選挙運動期間前から借入れる場合であっても、実際の契約期間を記載するようお願いします。

Q6 選挙運動用自動車をレンタカー業者以外(知人等)から借入れた場合、公費負担の対象となるか？

A6 個別契約方式（自動車借入、燃料供給、運転手雇用についてそれぞれ契約する方式）であれば、相手方が業者でなくても公費負担の対象にすることができます。ただし、相手方がレンタカー業を業としていない親族の場合、生計を一にする親族（配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族）に該当しないことが条件となります（レンタカー業を業としている場合は該当しても借入可能）。

Q7 選挙運動用自動車について、「借入」と「運転業務」を同一の業者又は知人等と契約することは可能か？

A7 可能です。ただし、公費負担の対象にする場合、「借入」と「運転業務」についてそれぞれ契約する必要があります。

なお、契約届出書（様式第1号）については、1枚にまとめて作成してかまいません。

Q8 選挙運動用自動車について、「借入」、「燃料供給」、「運転業務」を同一の業者と一括契約したいが留意すべき点はあるか？

A8 ハイヤー方式（自動車借入、燃料供給、運転手雇用について一括契約する方式）の場合は、相手方が「道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業者」でなければ、公費負担の対象にならない点に注意が必要です。一般的には、タクシー業者や観光バス業者などが挙げられますが、心配な場合は、相手方に直接確認するか、相手方のホームページ等で事前に確認されることをお勧めします。

Q9 選挙運動用自動車について、レンタカー業者でない知人や親族等と契約する場合、どのくらいの金額で契約すればよいのか？

A9 契約者間の合意により決定されるものですので、法的な決まりはありません。しかしながら、契約内容の妥当性等について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q10 選挙運動用自動車の借入れについて、複数の業者等と契約することは可能か？また、複数台借入れることは可能か？

A10 可能ですが、公費負担の対象にできるのは、1日につき1台のみとなります。

Q11 後援団体が所有する自動車を、選挙運動用自動車として借入れた場合、公費負担の対象にできるのか？

A11 公費負担の対象にすることができます。個別契約方式で借入れる場合、「レンタカー業を業としない生計を一にする親族（配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族）」以外の相手方であれば問題ありません。

Q12 選挙運動用自動車の借入れについて、個別契約方式とハイヤー方式それぞれ契約を締結した場合、両方の費用を公費負担の対象にすることは可能か？

A12 公費負担の対象になるのは1日につきいずれかの契約分になります。したがって、1日に両方の自動車を使用した場合、いずれか一方を対象に指定することになります。

3 選挙運動用自動車の燃料供給

Q1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となるのか？

A1 公費負担対象期間（選挙運動期間）において、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金が対象となります（最大で 7,700 円×5日=38,500 円まで）。公費負担対象期間外における燃料の代金は対象になりません。

なお、選挙管理委員会に事前に届出した契約業者から供給を受けた分に限りません。

Q2 複数の業者と燃料供給契約し、公費負担の対象にすることは可能か？また、複数台分契約し、公費負担の対象にすることは可能か？

A2 可能ですが、上限額（7,700 円×5日=38,500 円）までが対象となります。

例1) 業者 A から合計25,000 円、業者 B から20,000 円分供給を受けた場合
(計45,000 円)

⇒公費負担対象額は上限額の 38,500 円。差額6,500 円は自己負担。

例2) 自動車 A は 15,000 円、自動車 B は 20,000 円分供給を受けた場合
(計 35,000 円)

⇒公費負担対象額は供給総額の 35,000 円。

Q3 燃料の供給は選挙運動中に何度も行うが、供給の都度、「選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第4号)」及び「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(様式第10号その2)」を作成し、提出(交付)しなければならないのか？

A3 「選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第4号)」は供給の都度作成する必要がありますが、選挙管理委員会への提出については、選挙運動期間中のすべての給油量、金額が確定してからまとめて提出しても構いません。

「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(様式第10号その2)」は、選挙運動期間における供給実績が確定した時点で作成することになりますので、供給の都度作成する必要はありません。

Q4 公費負担請求の際に必要な「給油伝票の写し」は、業者が供給の都度交付するレシート等で問題はないか？

A4 給油伝票は任意の様式でかまわないため問題ありませんが、以下の情報が記載されている必要がある点に注意が必要です。

① 給油日、②給油量、③車番(4桁部分)、④給油金額

Q5 選挙運動最終日の夜に給油所が閉まっていたため、翌日(選挙執行日当日)に燃料を満タンにして業者に車両を返却した。この分についても公費負担の対象にして問題はないか？

A5 選挙運動期間外に供給した分については、公費負担の対象にできません。選挙執行日は選挙運動期間外となります(町村の選挙運動期間は、「立候補届出後から選挙執行日の前日まで(最大5日間)」)。

立候補届出前に燃料を供給した場合においても同様です。

Q6 選挙運動用以外で使用する自動車(選挙事務所の業務用自動車など)の燃料費も公費負担の対象にすることは可能か？

A6 選挙運動用自動車以外の車両を公費負担の対象にすることはできません。

4 選挙運動用自動車の運転手の雇用

Q1 選挙運動用自動車の運転手報酬は、すべて公費負担の対象となるのか？

A1 選挙運動期間（町村の選挙運動期間は、「立候補届出後から選挙執行日の前日まで（最大5日間）」において、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）であり、候補者1人につき1日1人に限り公費負担の対象となります（1日あたりの上限額12,500円）。なお、候補者は、運転手個人と契約する必要があります。

また、運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。

Q2 運転手を複数人雇用することは可能か？

A2 可能です。ただし、公費負担の対象になるのは、1日つき1人分となります。

なお、同一の日に複数の運転手が交代で運転業務を行った場合は、いずれか1人を指定する必要があります。

Q3 法人と運転手雇用契約を締結することは可能か？

A3 公費負担の対象にする場合は、個人と契約する必要があります。法人と契約した場合は公費負担の対象になりません。

したがって、運送業者等と運転手派遣契約を締結した場合等においては、運転手報酬を公費負担の対象にすることはできません（車両の借入、燃料の供給、運転手派遣について一括契約するハイヤー方式であれば対象になる）。

Q4 知人や親族と運転手雇用契約を締結することは可能か？

A4 可能です。知人や親族であっても、運転業務の有償契約を締結すれば公費負担の対象にすることができます。ただし、親族の場合は、生計を一にする親族（配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族）に該当しないことが条件となります。

Q5 運転手の宿泊代を公費負担の対象にすることは可能か？

A5 宿泊費を公費負担の対象にすることはできません。対象にできるのは「選挙運動期間中における運転業務に対する報酬」に限られます。

Q6 契約した運転手に、選挙運動用以外の車両を運転してもらった場合、その分についても公費負担の対象にできるのか？

A6 公費負担の対象にすることはできません。対象にできるのは、選挙運動用自動車の運転に対する報酬に限られます。

5 選挙運動用ビラの作成

Q1 公費負担の対象になる選挙運動用ビラとはどのようなものか？

A1 選挙管理委員会から承認を受けたものに限られます。頒布するにあたっては、選挙管理委員会から交付された証紙を貼付する必要があります。

Q2 選挙運動用ビラの規格等に制約や条件はあるか？

A2 条件や制約等については以下のとおりです。

- ① A4サイズ以内、29.7 cm×21 cm以内（縦横はどちらでも可）
- ② 記載事項に制限無し（虚偽内容や利害誘導を除く）
⇒顔写真、名前、キャッチフレーズが基本
- ③ 「候補者」や「選挙名（棚倉町議会議員一般選挙 等）」なども記載可
- ④ 個人演説会の日程も記載可
- ⑤ インターネット関係の情報やQRコードなども記載可
- ⑥ 頒布責任者と印刷者の氏名、住所は必須記載事項
- ⑦ 街頭演説の場所、新聞折込、選挙事務所内、個人演説会の会場内で交付可能（ポスティング、郵送は不可）
- ⑧ 選挙管理委員会から交付された証紙を貼付しなければならない。
- ⑨ 枚数は2種類以内で、町長選挙は5,000枚まで。議会議員選挙は1,600枚まで。

Q3 選挙運動用ビラは、どのような費用が公費負担の対象になるのか？

A3 業者と契約して、ビラを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象になります（ただし、金額、作成枚数は以下の上限まで）。したがって、印刷費のほかに、デザイン費、写真撮影費などが単価に含まれていても問題ありません。

公費負担上限⇒ 単価上限：1枚あたり7.51円まで。

枚数上限：町長選挙 5,000枚 議会議員選挙 1,600枚

Q4 選挙運動用ビラを単価8円で1,200枚作成し、作成費は8円×1,200枚=9,600円だった。単価は上限7.51円を上回っているが、作成費は限度額12,016円未満のため、全額公費負担にできるとの理解でよろしいか？

A4 質問のケースの場合、選挙運動用ビラの公費負担額は以下のとおりとなります。

(契約した単価>単価上限の場合)

⇒7.51円(単価上限)×1,200枚(実際に作成した枚数)=9,012円

※差額588円は自己負担(9,600円-9,012円)。

このとおり、契約した単価が上限を上回っている場合、上限となる単価が適用されます。したがって、契約した単価が単価上限を上回っている場合、作成費が限度額以下であったとしても、作成費全額を公費負担の対象にすることはできません。

逆に契約した単価が上限を下回っている場合は、契約した単価が適用されます。

6 選挙運動用ポスターの作成

Q1 公費負担の対象になる選挙運動用ポスターとはどのようなものか？

A1 町が設置したポスター掲示場に掲示するポスターが公費負担の対象となります。

Q2 選挙運動用ポスターは、どのような費用が公費負担の対象になるのか？

A2 業者と契約して、ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象になります(ただし、金額は以下の上限まで)。したがって、印刷費のほか、デザイン費、写真撮影費などが単価に含まれていても問題ありません。

公費負担上限の算定方法

以下の手順により算定します。

- ① $(110\text{円} \times \text{ポスター掲示場数} + 100,000\text{円}) \div \text{ポスター掲示場数} = \text{単価上限}$
- ② $\text{単価上限} \times \text{ポスター掲示場数} = \text{公費負担上限}$

棚倉町においては、以下のとおりとなります。

- ① $(110\text{円} \times 46 + 100,000\text{円}) \div 46 \div 2,284\text{円}$ (1円未満切上げ)
- ② $2,284\text{円} \times 46 = 105,064\text{円}$ (公費負担上限)

※ポスター掲示場の数が変動しない限り、上記の金額が上限となります。

Q3 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はあるか？

A3 ポスターの作成枚数に法令上の制限はありません。ただし、公費負担の対象になる枚数は、ポスター掲示場の数までとなります。棚倉町においては、ポスター掲示場の数が46箇所ですので、公費負担の対象となる上限枚数は46枚となります。

Q4 選挙運動用ポスターと選挙運動用ビラを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいか？

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区別することが求められます。

このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q5 選挙運動用ポスターを印刷し直したときの費用は、公費負担の対象にすることができるのか？ また、その場合、収支報告書にはどのように記載すればよいのか？

A5 印刷し直したポスターを、ポスター掲示場に掲示したのであれば、印刷し直した分に係る費用のみ公費負担の対象にすることができます（最初に印刷した分に係る費用については、公費負担の対象になりません）。

収支報告書には、印刷し直した分の費用についてのみ記載することになります（最初に印刷した分の費用については記載不要）。